

パッケージ割引特約目次

(平成28年4月改定)

この特約の主な内容

第1条 特約の適用	第7条 普通保険約款の適用
第2条 パッケージ扱契約の保険料の払込	第8条 基本保険契約が5年ごと利差配当付新個人年金保険の場合の特則
第3条 パッケージ扱契約の契約内容の変更	第9条 新介護保障定期保険特約等が基本保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合の特則
第4条 保険料率	
第5条 特約の失効	
第6条 特約の消滅	

パッケージ割引特約

(この特約の主な内容)

この特約は、会社所定の保険契約と医療保険契約を一括して申し込む場合に、それらの契約が所定の条件を満たしているとき、パッケージ扱契約としてこの特約による特別の取扱いを行なうことを主な内容とします。

(特約の適用)

第1条 この特約は、会社所定の保険契約（以下「基本保険契約」といいます。）と、会社所定の医療保険契約（以下「医療保険契約」といいます。）とを一括して申し込む際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾したときに適用します。この場合、基本保険契約および医療保険契約を「パッケージ扱契約」としてこの特約による特別の取扱いを行ないます。

2 この特約を適用するには、基本保険契約および医療保険契約が、次のすべての条件を満たすことを要します。

- (1) 契約者および被保険者がそれぞれ同一であること
- (2) 保険料の払込方法〈回数〉および払込方法〈経路〉がそれぞれ同一であること
- (3) 基本保険契約の保険金額（基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険金額を含みます。）および医療保険契約の入院給付金日額が、それぞれ会社所定の金額以上であること

3 基本保険契約および医療保険契約の締結後に前項各号の条件を満たした場合、契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、この特約を適用します。

(パッケージ扱契約の保険料の払込)

第2条 基本保険契約および医療保険契約の保険料は、同時に払い込むことを要します。

(パッケージ扱契約の契約内容の変更)

第3条 パッケージ扱契約について、次の各号に定める契約内容の変更は、同時に行なうことを要します。この場合、変更後の当該契約内容は、基本保険契約および医療保険契約について同一であることを要します。

- (1) 保険料の払込方法〈回数〉または保険料の払込方法〈経路〉の変更
- (2) 契約者の変更

2 パッケージ扱契約について、契約者が住所（通信先を含みます。）の変更を会社に通知した場合には、基本保険契約および医療保険契約について住所の変更の通知があったものとみなします。

(保険料率)

第4条 この特約を適用する基本保険契約の保険料率（基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険料率を含みます。以下同じ。）は、会社の定める特別の保険料率とします。

2 第1条第3項の規定によりこの特約を適用する場合、基本保険契約の保険料率は、会社の定めるところにより、将来に向かって特別の保険料率を適用します。

3 第1項にかかわらず、基本保険契約の普通保険約款の規定によって保険料の自動貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

(特約の失効)

第5条 保険料の払込がないままで、基本保険契約および医療保険契約の普通保険約款に定める猶予期間を過ぎ基本保険契約または医療保険契約が失効したときは、この特約は、保険料の払込のなかった最初の払込期月中の契約応当日にさかのぼって効力を失います。

2 契約者に対する貸付等の元利金が払戻金額をこえたことにより基本保険契約が失効したときは、この特約も同時に効力

を失います。

- 3 基本保険契約または医療保険契約の復活の際、基本保険契約および医療保険契約が第1条第2項に定める条件を満たしている場合で、契約者から特に申出がないときは、会社の定めるところによりこの特約も復活するものとします。ただし、基本保険契約の延滞保険料およびその利息は、普通保険料率を基準とします。

（特約の消滅）

第6条 次の各号の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 契約者からこの特約の解約の申出があったとき
 - (2) 基本保険契約または医療保険契約が消滅したとき。ただし、終身医療保険への変更または5年ごと配当付医療保険(09)への移行により医療保険契約が消滅する場合を除きます。
 - (3) 基本保険契約または医療保険契約が第1条第2項各号に定める条件を満たさなくなったとき
 - (4) 基本保険契約の保険料の払込を要しなくなったとき
- 2 減額し、または払済保険もしくは延長保険に変更した基本保険契約について、原保険契約に復帰する際、基本保険契約および医療保険契約が第1条第2項に定める条件を満たしている場合で、契約者から特に申出がないときは、会社の定めるところによりこの特約も復帰するものとします。

（普通保険約款の適用）

第7条 この特約に別段の定めがない場合には、基本保険契約および医療保険契約の普通保険約款の規定を適用します。

（基本保険契約が5年ごと利差配当付新個人年金保険の場合の特則）

第8条 この特則は、基本保険契約が5年ごと利差配当付新個人年金保険の場合に適用します。

- 2 第1条（特約の適用）第2項第3号中、「基本保険契約の保険金額（基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険金額を含みます。）」とあるのは「基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険金額」と読み替えます。
- 3 第4条（保険料率）の規定中、「基本保険契約の保険料率（基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険料率を含みます。以下同じ。）」および「基本保険契約の保険料率」とあるのは「基本保険契約に付加されている会社所定の特約の保険料率」と読み替えます。
- 4 第5条（特約の失効）第3項の規定中、「基本保険契約の延滞保険料」とあるのは「基本保険契約に付加されている会社所定の特約の延滞保険料」と読み替えます。
- 5 第6条（特約の消滅）第2項の規定中、「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と読み替えます。

（新介護保障定期保険特約等が基本保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合の特則）

第9条 この特則は、基本保険契約に付加されている新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約または新介護保障定期保険特約<妻型>が、基本保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合に適用します。

- 2 第1条（特約の適用）第2項第2号の規定中、「保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）」とあるのは「新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、新介護保障定期保険特約<妻型>ならびに医療保険契約の保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）」と読み替えます。
- 3 第2条（パッケージ扱契約の保険料の払込）の規定中、「基本保険契約」とあるのは「新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、新介護保障定期保険特約<妻型>」と読み替えます。
- 4 第3条（パッケージ扱契約の契約内容の変更）第1項第1号の規定は、新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、新介護保障定期保険特約<妻型>および医療保険契約について適用します。
- 5 第6条（特約の消滅）第1項第4号の規定中、「基本保険契約」とあるのは「新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約および新介護保障定期保険特約<妻型>」と読み替えます。